

住宅用火災報知器 点検していますか？

119 消防署より

■お問い合わせ
下川消防署 ☎・☆4-2119

火災を素早く知らせるため、住宅用火災警報器の設置が義務化されて10年以上が経過し、町内でも故障や電池切れなどの不具合が発生しています。年に一度点検を実施して、いざという時のために備えましょう。また、設置・使用状況によって異なりますが、電子部品の劣化や煙を感知する部分の目詰まりなどにより性能を確保できない可能性があるため、設置後10年を目安に交換をお奨めします

～点検方法について～

本体についている点検ボタンを押す

※点検紐の場合は軽く紐を引いて下さい

点検結果を音声や電子音でお知らせしてくれます。

点検結果の音が鳴らない場合

電池切れしていないか、しっかり電池が入っているか確認してください。

新しい電池を入れても鳴らない場合は、故障が考えられますので修理又は更新してください。

設置場所は正しいですか？

寝室を変えた、模様替えで本体を移動させた等で間違った設置をしていないか確認してください。

設置場所について…普段使用する寝室、階段室（1階以外に寝室がある場合）

天井に設置する場合…壁や梁から60cm以上離してください

エアコン等の吹き出し口からは1.5m以上離してください

壁に設置する場合…天井から15cm～50cmの間で設置してください

住宅用火災警報器の作動確認方法



～何もしていないのに音が鳴ったら～

電池切れや故障の可能性がります。

電池の交換、修理、更新を実施してください。

平成31年の状況（2月末現在）

火災件数	0件
救急出動件数	26件



春の全道火災予防運動について

実施期間 4月20日(土)～4月30日(火)

防火標語「忘れてない？サイフにスマホに火の確認」

春先の火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、全道一斉に春の火災予防運動が実施されます。火災は、ちょっとした不注意により発生するため、一人ひとりが「火災を起こさない」よう、火の取り扱いには、十分注意してください。

また、春の全道火災予防運動に伴い4月中旬～5月中旬頃までの間、ストーブやコンロ、住宅用火災警報器の設置状況などを確認させていただくため、消防職員が皆様のご自宅に訪問いたします。ご協力をよろしくお願いたします。



住宅防火 いのちを守る 7つのポイント



3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブの近くに燃えやすいものを置かない。
- ③コンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

